# 令和5年度 いじめ防止教育全体計画

松戸市立新松戸南小学校

日本国憲法
教育基本法
いじめ防止対策推進法

＜基本的な考え方＞
- いじめをうまない教育環境を整える。
- いじめをしない「人」を育てる。
- いじめをやめさせる指導をすると同時に被害児童を守る。

児童・保護者
いじめのない安心して通える学校

## いじめを防止する方針 「学級づくりは 人間関係づくり」

すべての教育活動で児童の人権意識の向上・規範意識の醸成を図るとともに、いじめに対して「おかしい」「やめて」「許さない」等の態度をとる児童を育てる。

| 各教科 | 道徳 | 特活 | 生徒指導 | 教育相談 |
|---|---|---|---|---|
| ○生徒指導の機能を重視した「わかる授業」に取り組む。<br>※自己存在感・自己決定の場面・共感的人間関係のある授業 | ○道徳の時間、学級活動などを通して、互いの共感的人間関係をつくる。<br>※思いやり友情、協力、個性の尊重、寛容、偏見や差別をしない心、公正公平等 | ○縦割り活動や児童会活動を通して、異年齢の集団が6年生のリーダーを中心に、協力してかかわっていく中で互いの良さを見つけたりさせながら、役割意識、責任感をはぐくむとともに、集団の成長を促すとともにコミュニケーション能力を養う。 | ○いじめが疑われる場合は、すぐに状況を把握し、被害児童を守るとともに、学級担任または部活顧問と学年教員、生活指導主任と教頭、教務、養護教諭がチームで指導する。<br>○教職員は、確かな児童理解力、学級経営力、学校組織力で、潜んでいるいじめも見逃さないよう助長することなく、痛みや苦しみに共感するとともに、教職員自らがいじめを防止・解決しようとする心をもち、いじめを積極的かつ誠実な姿勢でスピード感をもって取り組む。<br>※未然防止・早期発見・早期対応マニュアルに従う。 | ○教職員による相談する機会を多くとる。きめ細かな観察、面談、情報交換と併せて、いじめに関する児童アンケートを月に一回以上実施し、いじめ防止と早期発見に全校体制であたる。<br>○教職員の研修を進め、人権意識の向上やカウンセリングマインドを身に付けさせるとともに、児童や保護者・地域との対話を重視し、 |